

## 鳥取県告示第 843 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字相谷字甲ヶ坪179の1（次の図に示す部分に限る。）、大字網代字網代坂283、字大網代南側299、301の1、302、303、304の1、305から307まで、309、字先網代406から409まで、409の1、410の3、大字岩本字島根山1214の1、1216の1、1216の5、字松山1224、1226、1228、1230、1235、1236、字綿市谷1238の1、1238の2、1239の1、1240の1、1240の3、1242、1243、1245から1247まで、1249から1257まで、1259の1、1260、1262、1263の1、1263の2、1264から1286まで、1287の1、1287の2、1288、1289の1、1289の2、1290から1293まで、1294の1、1294の2、1295から1298まで、1299の1、1300、1301、1304、1305、1311、字稲荷山1335の1、字家ノ上1337、1342の1、1342の2、1343の1、1343の2、1346、1355、1356の1、1357から1362まで、1363の1、1364、1365の1、字沓井1366、1367、1368の1、1368の2、1369の1、1369の2、1370の1、1370の2、1371の1、1371の2、1372の1、1372の2、1373、1374の1から1374の3まで、1375の1、1375の2、1378の1、1378の2、1379の1、1379の2、1380、1381の1、1381の2、1382の1、1382の2、1383から1389まで、1390の1から1390の3まで、1392の1から1392の3まで、1394の1、1394の2、1395、1396、1400の1、1400の2、1401の1、1401の2、1402、1403、1404の1、1404の2、1405の1、1405の2、1406から1409まで、1410の1、1410の2、1411、1412の1から1412の3まで、1413の1、1413の2、1414の1から1414の5まで、大字大谷字越後谷2213の3、字一ノ谷2337の1

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字相谷字甲ヶ坪179の1（次の図に示す部分に限る。）、大字網代字先網代406から409まで、409の1、410の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字網代字網代坂284の1、285の2、286の1（次の図に示す部分に限る。）、字大網代南側289、292の1、292の2、大字大羽尾字屋敷420から424まで、大字鳥越字原谷奥973の3、字大谷東側986の4、986の6、字嫁ヶ谷1001の1、1001の2、1002、大字大谷字畑ノ谷2114の1、2115、2316の2、2318の2、字西筒竹2216の2、字宮ノ谷2326

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)